

○東洋食品工業短期大学 履修証明プログラム実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、東洋食品工業短期大学（以下、「本学」という。）履修証明プログラムに関する規程第 9 条に基づき、本学 社会人育成講習会において行う履修証明プログラム（以下、「履修証明プログラム」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(対象コース)

第 2 条 履修証明プログラムは、本学で実施する社会人育成講習会のうち、包装食品工学総合コース（第一週から第四週の 4 週間）を対象とする。

2 本学で実施する社会人育成講習会のうち、食品総合コース（第一週から第二週の 2 週間）を修了した者は、次年度以降の包装食品工学総合コースの第三週目から編入することができる。

(開講時期・期間)

第 3 条 履修証明プログラムは、毎年、8 月から 9 月までの 4 週間、開講する。

(募集期間)

第 4 条 履修証明プログラムは、毎年、5 月から 7 月までの期間に募集する。

(募集対象者)

第 5 条 履修証明プログラムの履修資格は、東洋食品工業短期大学 学則第 9 条に規定する本学への入学資格を有する者とする。

2 履修証明プログラムの募集対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 食品及び容器関連企業で実務経験（2 年程度）を有する者
- (2) 農業高校、水産高校等で食品加工・食品製造の教育に携わっている者
- (3) 食品産業に転職及び求職するために必要な能力の習得を計画している者
- (4) その他、本学が受講を認めた者

(募集定員)

第 6 条 履修証明プログラムの募集定員は 20 名とする。

(受講料)

第 7 条 履修証明プログラムの受講料は以下のとおりとし、その他検定料、登録料等については徴収しない。

- (1) 包装食品工学総合コース 20 万円(税込)
 - (2) 第 2 条第 2 項に規定する編入者 10 万円(税込)
- 2 納入された受講料については、原則、返金しない。

(出願書類)

第 8 条 履修証明プログラムの出願書類は、以下のとおりとする。

- (1) 社会人育成講習会参加申込書（本学所定用紙）
- (2) 卒業証明書又は卒業証書（写し）

(出願の審査)

第 9 条 履修証明プログラムの履修は、教授会で書類選考により審査を行い、学長が許可する。

(公開)

第 10 条 履修証明プログラムに関する情報は、本学ホームページに公開するとともに、食品関連分野の企業や機関等に対して個別に周知する。

(受講環境の整備)

第 11 条 本学の履修証明プログラムの受講に当たって、受講者の利便等を勘案して、編入制度の設置、集中開講、学生寮の提供、補講及び再試験の実施等について処置を講ずる。

(成績の評価)

第 12 条 履修証明プログラムの成績の評価は、筆記試験、出席状況及び受講態度で行う。

(修了の要件)

第 13 条 履修証明プログラムの修了の要件は、以下のとおりとする。

- (1) 総授業時間数の 3 分の 2 以上を出席しなければならない。
 - (2) 前条に規定する成績の評価は、筆記試験の成績評価 100 点満点で 60 点以上の評価を得なければならない。
- 2 前項の要件を満たした者は、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

(履修証明書)

第 14 条 学長が履修証明プログラムの修了を認定した者は、学校教育法第 105 条等に基づいて「履修証明書」を交付するとともに、「包装食品技術管理者」の資格と称号を授与する。

(諸規則の準用)

第 15 条 履修証明プログラムの履修生には、本実施要領に定めるもののほか、履修証明プログラムに関する規程及び学則その他学生に関する諸規則を準用する。

(教育課程の編成)

第 16 条 履修証明プログラムの教育課程編成は、本学 短期コース実行委員会が行い、履修

証明プログラム審議委員会に諮り、教授会の審議を経て、学長が行う。

(教育の効果)

第 17 条 履修証明プログラムの修了者及び修了者の所属企業に対しては、教育の効果を把握するために、短期コース実行委員会が主体となってアンケートを実施する。

(管理体制)

第 18 条 事務室は、履修証明プログラムの募集、入学手続き等の事務を行う。
2 事務室は、学籍その他教務に関する記録を作成し、管理、保管する。
3 事務室長は、履修証明プログラムの編成及び教育課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うための体制を整備しなければならない。

(要領の改廃)

第 19 条 この要領の改廃は、短期コース実行委員会及び教授会の議を経て、学長が行う。

附則 平成 27 年 9 月 7 日 制定・施行